

茨城県最低賃金改正の影響を受ける 中小企業者の資金繰りを支援します

パワーアップ融資 | 伴走支援型・最低賃金枠の創設(3年間実質無利子化)

令和3年10月1日に茨城県最低賃金が改正され、最低賃金の時間額が851円から879円に引き上げられました。これに伴い、従業員の賃上げが必要となる中小企業者のうち、パワーアップ融資（保証協会の伴走支援型特別保証を利用して受けた融資に限る。以下、「伴走支援型」という。）利用者で、**一定の要件を満たす方に3年間の利子補給**を実施します。

利子補給を受けるには県へ申請が必要です。※申請方法は裏面

次の(1)及び(2)の条件を両方とも満たす中小企業者が対象です。

- (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までにパワーアップ融資【伴走支援型】が実行された方
- (2) 令和3年7月15日以前の事業場内最低賃金(※1)が879円未満で、令和3年7月16日(※2)以降に当該賃金を879円以上に引き上げた方

(※1) 事業場における雇入れ後3月を経過した労働者（正社員、有期雇用労働者または短時間労働者をいう。）の最も低い時間当たりの賃金額

(※2) 第61回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表された日

パワーアップ融資 | 伴走支援型・最低賃金枠 利子補給金交付の詳細

融資を受けてから3年間（令和3年9月30日までに融資が実行されている方は、同年10月の約定日から3年間）に支払った利子を全額補給します。利子補給の申請後、下記利子計算期間ごとに支払い利子額を計算し、融資の返済口座に振り込みます。

※ただし、予算の上限に達し次第、利子補給金の新規申請受付を終了します。

補給年度	利子計算期間	交付決定・振込予定月
R3年度	融資実行日またはR3.10月の約定日～R3.12.31まで	R4.3～4月頃
R4年度	R4.1.1～R4.12.31まで	R5.3～4月頃
R5年度	R5.1.1～R5.12.31まで	R6.3～4月頃
R6年度	R6.1.1～3年後の応答月の約定日まで	R7.3～4月頃



お問い合わせ先：茨城県 産業戦略部 産業政策課 金融担当
(新型コロナウイルス感染症中小企業支援対策室)
〒310-8555 水戸市笠原町978番6 TEL: 029-301-2869

